



# 川合地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画

## ①そなえる対策(避難計画)

### ■災害リスクと避難のタイミング

#### 【避難のタイミング】

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| ① 高齢者等避難が発令された時                | 【警戒レベル3】   |
| ② 大雨・洪水警報が発令された時               | 【警戒レベル3相当】 |
| ③ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「赤色」になった時  | 【警戒レベル3相当】 |
| ④ 川合水位観測所の水位が2.8mに達した時         | 【警戒レベル3相当】 |
| ⑤ 避難指示が発令されたとき                 | 【警戒レベル4】   |
| ⑥ 土砂災害降雨危険度メッシュ単位情報が「薄紫色」になった時 | 【警戒レベル4相当】 |
| ⑦ 土砂災害警戒情報が発表された時              | 【警戒レベル4相当】 |
| ⑧ 川合水位観測所の水位が3.1mに達した時         | 【警戒レベル4相当】 |

- 大型台風など事前に大雨が予測される時は、早い段階（明るい時間帯、浸水が無い状態のとき）に避難所「川合会館」に行くことが第一。
- 家の周りが浸水し、逃げ遅れた場合には、自宅の2階など、より高く安全な場所に避難する。
- 『水平避難優先ゾーン』の中の方は、出来るだけ早い段階で、安全なルートを使って、安全な場所に避難する！

#### 【普段から「もしも」を考える】

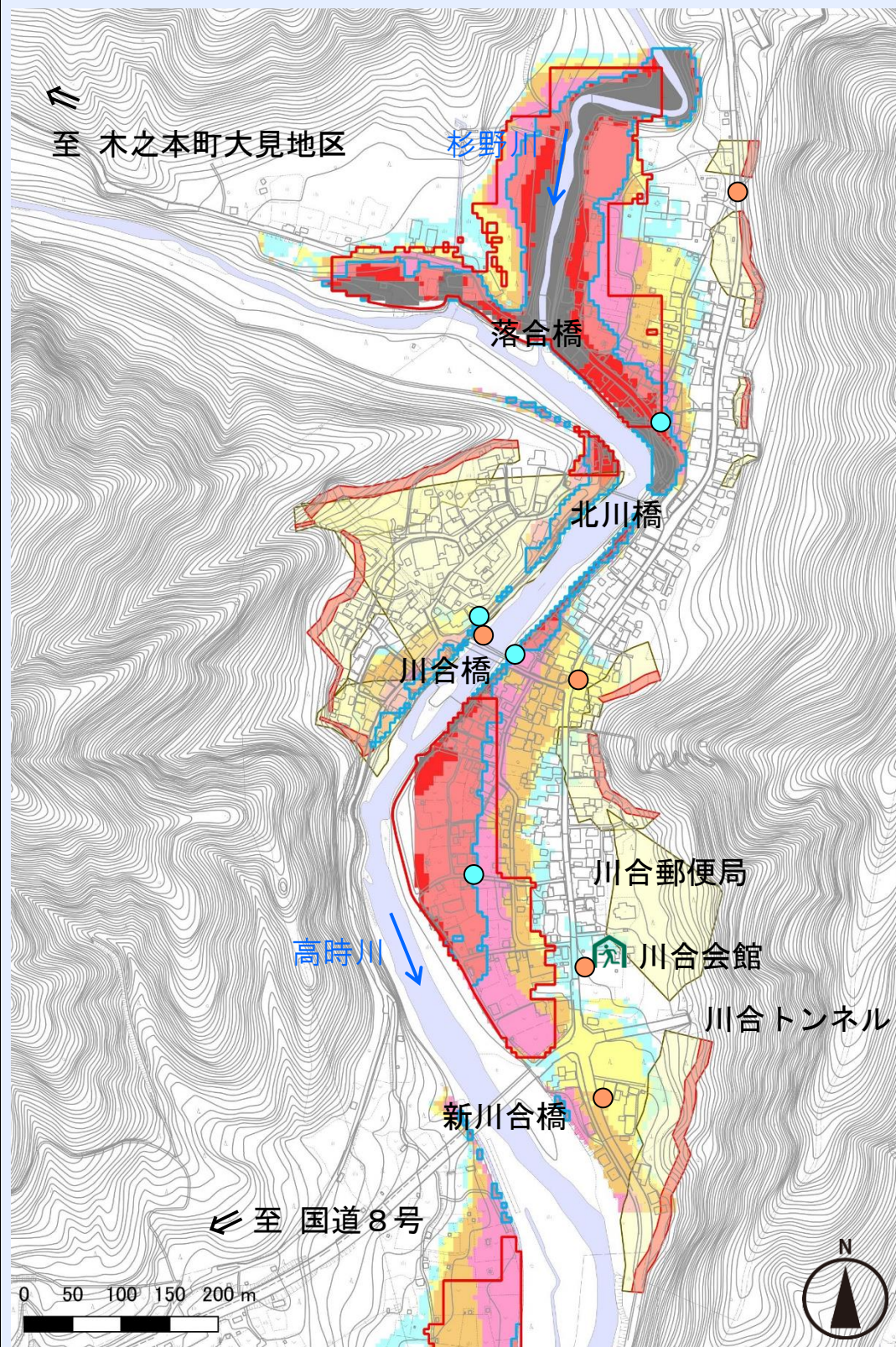
普段の生活における水害・土砂災害についての意識向上を目的とし、「まるごとまちごとハザードマップ（まるまち現地標識）」と「土砂災害警戒区域現地標識（土砂災害警戒標識）」を設置しました。



まるまち現地標識の設置状況



土砂災害警戒標識の設置状況



凡例

【地先の安全度マップ】  
~1/200 最大浸水深~

- 50cm未満
- 50cm以上 1.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 2.0m以上 3.0m未満
- 3.0m以上 4.0m未満
- 4.0m以上 5.0m未満
- 5.0m以上

【土砂災害警戒区域等】

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

凡例

【水平避難優先ゾーン】

- 家屋流出範囲
- 浸水想定区域

【避難所】

- 川合会館

【まるまち現地標識】

- まるまち現地標識の設置位置

【土砂災害警戒標識】

- 土砂災害警戒標識の設置位置



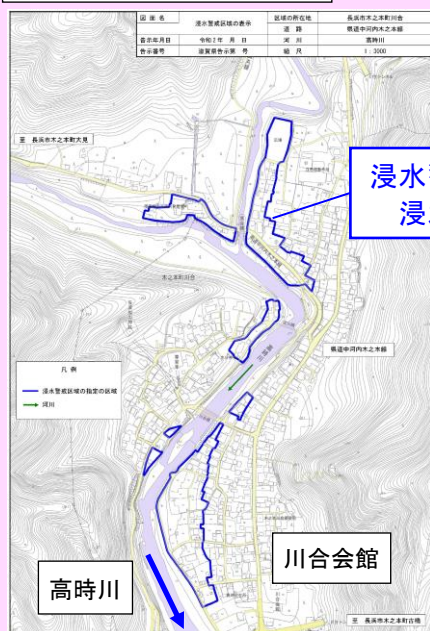
# 川合地区水害・土砂災害に強い地域づくり計画

## ②とどめる対策(安全な住まい方)

1. 浸水警戒区域(素案)内で家を新築・建て替えする時は、「①水害に強い家の建て方」を参考に逃げ場所のある家となるようにしていきましょう。
2. 「②宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、浸水警戒区域の指定後に利用することができます。

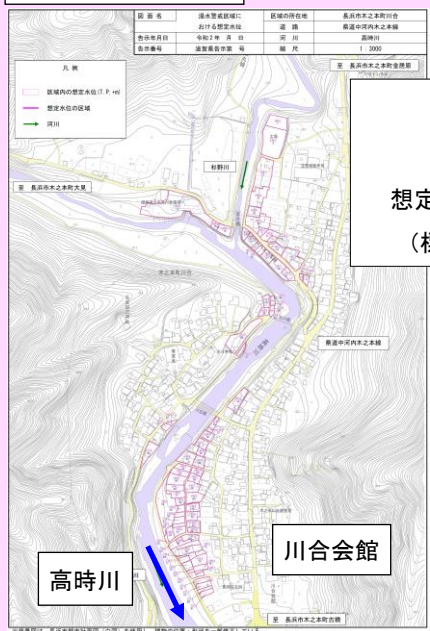
### ■浸水警戒区域(素案)

浸水警戒区域(素案)



浸水警戒区域(素案)  
浸水深3.0m以上

想定水位(素案)



凡例

999.9

想定水位(素案)  
(標高 T.P. +m)

### ①水害に強い家の建て方

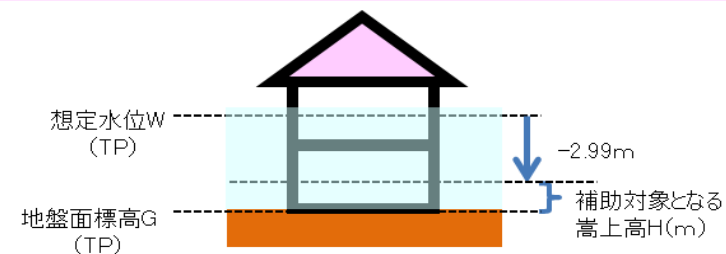


### ②宅地嵩上げ浸水対策促進事業 (既存不適格住宅のみ)

浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護するためには、ソフトとハードのあらゆる対策を組み合わせた「多重防御」が必要であると考えています。

滋賀県では、「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度の一つとして、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」を実施しています。

この事業は、「浸水警戒区域」内の安全な避難空間のない既存住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成するものです。



| 項目         | 算出式  | 金額                     |
|------------|--|------------------------|
| A. 補助上限額   |  | 4,000,000円             |
| B. 標準工事費   | 下記の条件により算出した標準工事費×1/2<br>・工法:土盛り工法<br>(なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む)<br>・面積:補助する建築物の建物面積の2倍<br>・高さ:想定水位-2.99m-地盤面標高 | 想定浸水深および既存建物面積により算定する額 |
| C. 申請者の見積額 | ※嵩上げ等に係る経費分×1/2  | 見積額×1/2                |
| 補助額        |  | A,B,Cの最小値              |